

2021年4月

結婚・子育て支援信託ご契約関係者さま

三菱UFJ信託銀行株式会社
事務管理部

結婚・子育て支援信託の令和3年度税制改正について

拝啓 いつも格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

お客さまにご契約いただいております結婚・子育て支援信託の令和3年度税制改正について下記の通りご案内いたします。

敬具

記

令和3年4月1日施行・・・施行日以後の新規契約（既存契約への追加信託を含む）

項目	改正内容					
適用期限	新規契約（追加信託を含む）の期限が 令和3年3月31日から令和5年3月31日に延長されます。					
相続税	贈与者死亡時点の管理残額(※1)はその贈与者の相続税課税対象となります。					
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>変更後</th><th>現在</th></tr></thead><tbody><tr><td>孫への2割加算</td><td>対象になります(※2)</td><td>対象外</td></tr></tbody></table>		変更後	現在	孫への2割加算	対象になります(※2)
	変更後	現在				
孫への2割加算	対象になります(※2)	対象外				
税務関係書類の 押印	結婚・子育て資金非課税申告書等の税務書類における押印が不要となります。					

以上

ホームページ

<https://www.tr.mufg.jp/shisan/kekkonkosodate/>

おもい つなごう

お問い合わせフリーダイヤル



0120-061-275

平日9:00～17:00